

# MF J 部品公認に関する規則

2026年3月3日改訂

## 第1条 公認制度

1. 一般財団法人日本モーターサイクルスポーツ協会（以下MF Jという）は、国内競技規則に基づき部品の公認を行う。これは種目別に出場できる車両を指定し、また車両を種目別規定の範囲内で改造を実施する際にその部品を指定することにより、競技の平等性、経済性および安全性を最低限確保することを目的とする。
2. 本規則において公認とは、部品が国内競技規則に合致することを認めるものであり、その安全性および耐久性を保証するものではない。

## 第2条 申請者の資格

部品の公認申請を行う事のできる資格者は、MF J 特別会員であるモーターサイクル製造会社、またはMF J 賛助会員であり、かつ当該製品の製造会社、または輸入代理店である。申請会社代表者は、毎年、部品の公認申請に関する担当責任者を登録しその者のみが公認申請することができる。

## 第3条 申請の方法

1. 部品の公認申請は、各申請分類に従って行わなければならない。申請にあたっては、部品公認申請書様式-19①を使用し、提出すること。
2. 申請締め切りは毎月 20 日（必着）とする。必要書類のもれがなく、締切日までにMF J 事務局にて受理された申請が同月のMF J 技術委員会にて審査される。
  - ・ 12 月のみ 12 月 15 日（必着）を締切日とする。
  - ・ 締切日が土日祝日にあたる場合は、その前日までに到着するよう申請すること。

## 第4条 公認申請

1. 申請分類 公認申請の分類は次の通りとする。
  - 1) 新型申請 新たに部品を申請する場合。
  - 2) 継続申請 有効期限が切れた場合。
2. 公認申請書様式-19①には次の書類を各 1 部、カタログ・パーツリストを添付しなければならない。
  - 1) 諸元表 様式-19② ECU/燃料ポンプアッセンブリー
  - 2) 写真貼付 様式-19③A ECU① 横面（左右）・コネクター部分  
様式-19③B ECU② 上面（ECU型式・認識番号追記）・底面  
様式-19③C 燃料ポンプアッセンブリー①横面（左右）・コネクター部分  
様式-19③D 燃料ポンプアッセンブリー②上面・底面
  - 3) ECU外観図面、またはサブ・コンピュータ外観図面
  - 4) 燃料ポンプアッセンブリー外観図面（アッセンブリー、ポンプ単体、レギュレータ）
  - 5) 誓約書 様式-19④A ECU（J-GP3 用）  
様式-19④B 燃料ポンプアッセンブリー

## 第5条 公認基準

### 1. 公認の対象

国内競技規則書の各種目クラス別車両規則により公認部品として指定された部品が公認の対象となる。〔巻末別表参照〕

### 2. 数量

以下の最低数量が出荷されていること。

国内出荷台数

数量	10 個以上	
----	--------	--

### 3. その他

- 1) 申請者は申請部品が当該クラスの改造範囲に合致していること、ならびに公認を受けた部品と異なる仕様の部品を公認部品と称して販売しないことを誓約しなければならない。
- 2) 電子的なコントロール部品等は当該クラスの改造範囲に最大／最小の値が示されている場合、その機能は使用者が改変できない構造でなければならない。
- 3) 外観で判別が容易でない部品については、識別の為に公認マークを出荷時に当該部品の指定場所に添付する義務を課す場合がある。〔別途定める〕

## 第6条 公認発効と有効期限

1. 公認審査は技術委員会が行う。
2. 定例技術委員会は原則として毎月第4火曜日に開催される。
3. 審査に合格した部品で、すでに発売されている部品の場合は会議日から10日後の同日付で公認発効する。  
発売日が会議日以降の場合は、発売日の10日後の同日付で公認発行する。
4. 有効期限は発効年を含み5年間とし、5年目の12月末日で失効する。
5. 公認が失効した部品は再申請することができる。
6. 上記に関して技術委員会が特に認めた場合、例外処置をとる場合がある。

## 第7条 公認取り消し、罰則等

1. 誓約事項の違反  
公認申請にあたり提出した誓約事項に違反した場合は公認が取り消される。
2. 製造者〔供給者〕への罰則  
申請者が公認申請と異なる製品を供給し、その違反が立証された場合、国内規律裁定委員会にて審議され、当該申請者の資格停止及び公認の抹消または1,000万円以下の罰金を科すものとする。

## 第8条 公認申請料の納付

公認申請は、公認申請書類とともに次の公認申請料をMF Jに納付しなければならない。  
公認申請料は、別に定める。

### 附 則

本規則は、令和8年（2026年）3月3日から施行する。

昭和 48 (1973) 年 04 月 03 日制定  
昭和 52 (1977) 年 03 月 01 日改訂  
昭和 62 (1987) 年 12 月 01 日改訂  
平成 元 (1989) 年 01 月 27 日改訂  
平成 02 (1990) 年 12 月 20 日改訂  
平成 04 (1992) 年 01 月 09 日改訂  
平成 23 (2011) 年 10 月 12 日改訂  
平成 24 (2012) 年 03 月 28 日改訂  
平成 26 (2014) 年 04 月 01 日改訂  
令和 元 (2019) 年 11 月 26 日改訂  
令和 8 (2026) 年 03 月 03 日改訂